

施策Ⅳ-1：領事業務の充実

施策目標：

国民の利便に資する領事業務を実施する。

施策評価（総括）：

外務省の中でも最も国民の生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上及び国民の安全の確保につき一層の強化が求められる。また、世界で活躍する在外邦人の安全を確保し、戦略的な国内外の人的交流を促進していくことは、外務省の重要な任務の1つである。この観点から、個別分野を通じた取組を展開した結果、各分野に掲げる目標が一定程度実現され、外交政策における領事業務の重要性及び有効性が確認された。よって、施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持する。

外部有識者の所見（概要）：

- 施策目標：現在の施策目標は「国民の利便に資する領事業務を実施する。」とあるところ、実際に外務省として取り組んでいる活動内容の広範さとその意義等も踏まえて、将来は記載拡充の検討をなされることは有益であるように感じられた。
- 分野1：「課題及び今後の方向性」の1で、アンケート結果を踏まえたフィードバックが行われている点は評価できる。
- 分野1：領事サービスのアンケートを実施していること、その回答の8割超についてポジティブな回答が寄せられている点については高く評価する。さらなる業務改善を目指されるとのことなのでこれに期待する。
- 分野1：日本人学校については、文部科学省においても派遣教員の能力向上に資するという検証結果が示されている（令和3年度総務省EBPM実証的共同研究「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果」）。当該結果も踏まえ、よりよい事業となるよう努めていただきたい。
- 分野1：パスポート申請の電子化は非常によかったと感じる。
- 分野1：旅券のオンライン化については、安全性・正確性の上に利便性の向上、ひいては発行数の拡大となることが重要であり、過度に利便性に偏ることのないよう期待する。
- 分野1：在外選挙人証の交付期間の短縮については顕著な改善効果として高く評価したい。
- 分野1：ハーグ条約の内容や条約の実施状況の更なる理解促進が課題とされるところ、今後の取組の充実に期待する。
- 分野2・3：施策目標の分野2にある在外邦人の安全確保に向けた取組や分野3にある外国人問題への取組の過去3年度の主な成果は評価できる。そして今後の方向性も適切なものと拝察される。
- 分野3：外国人問題への取組については、インバウンド回復や人的交流促進の面ではポジティブな効果が確認できる一方、各種の副作用の指摘もあるところ、課題にも示されている「関係機関との一層の連携強化」をさらに深化させていただきたい。

【参考】予算額・執行額等	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施策の予算額・執行額等 （分担金・拠出金除く）	予算の状況	9,980	13,630	18,988	15,708
	執行額	9,396	13,202	15,263	
同（分担金・拠出金）	予算の状況	5	3	3	3
	執行額	3	3	3	

（注）百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

（注）令和7年度は当初予算額のみ。

分野1：領事サービスの充実

政策課、領事サービス室/領事サービスセンター
ハーグ条約室、領事デジタル化推進室、旅券課

中期目標

領事サービス・邦人支援策を向上・強化するとともに、領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航を確保するために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。さらに、ハーグ条約の適切な実施に取り組む。

過去3年度（令和4～6年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
1 【利用者の評価等サービスの向上】 ● 電話や窓口対応に対する利用者の満足度の向上に努めるべく、在外領事担当職員の意識改革、業務改善を図ってきている。令和6年度の「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」では、当初目標（85%）を達成できなかったが、約80%の回答者から肯定的な評価を得られた。また、利用者の心理的な負担を計るCES（利用者努力指数）では回答者の約70%からポジティブな評価を受けたこと等から、満足度の高い領事サービスが提供できていると考えられる。なお、「満足度が高く模範的な公館」及び「満足度の改善が顕著な公館」に対し各公館で行った具体的な取組を聴取し、結果報告書に掲載の上、アンケート対象公館に共有した。 2 【領事研修の実施】 ● 各種の領事研修を通じ、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で、領事業務を適切に遂行できる領事担当官を育成した。また、受講者以外にも研修資料及び動画を閲覧可能にしている。 3 【日本人学校・補習授業校への援助】 ● 義務教育相当年齢の児童生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省などと連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師・講師謝金、安全対策費などへの支援）を行っており、また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。	1 【利用者の評価等サービスの向上】 ● アンケート調査において、言葉遣いや態度が事務的に感じられるなど、職員の接客態度について改善を求める意見も一部寄せられている。このような利用者の声を真摯に受け止め、利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく。 2 【領事研修の実施】 ● 領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるところ、引き続き本省で適切な研修計画を立案し、研修を通じた領事サービスの向上を目指す。 3 【日本人学校・補習授業校への援助】 ● 令和6年に中国で発生した蘇州・深圳日本人学校児童等殺傷事件を踏まえ、改めて在外教育施設が実施する安全対策に対する支援を強化する。また、現地採用教師・講師謝金及び校舎借料に対する支援も加えた3本柱で、「在外教育施設における教育の振興に関する法律」にも記載されている日本国内と同等の教育環境の整備を目指していく。

過去3年度（令和4～6年度）の主な成果（続）

- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、令和2年以降減少傾向にあった在外教育施設の児童生徒数は、増加傾向にある。

4【IC旅券の発給及び不正取得等の防止】

- 令和5年3月に旅券のオンライン申請を導入し、令和7年3月に2025年旅券導入に伴う集中作成への移行及び法務省との戸籍情報連携開始を実現したことにより、オンライン申請の更なる利便性の向上を実施した。

5【在外選挙人登録手続及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理】

- 国民の在外選挙制度に対する認知度、登録手続の利便性を高める観点から、関係省庁とも連携しつつ、在外公館での申請が不要となる出国時申請を含む在外選挙制度の周知・啓発のほか、令和4年4月より、在外公館における在外選挙人名簿登録申請において、遠隔地の在外邦人に対し出頭を免除する特例措置を開始したことにより、在留邦人の選挙人登録手続の利便性向上に貢献した。また、令和6年7月より、在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付について、在外公館と選挙管理委員会との間で直接データでやり取りすることにより、在外選挙人証の申請から交付までの迅速化を図った結果、登録までに2～3か月を要していた手続が、おおむね1か月程度に短縮された。

6【国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の中央当局の任務の適切な実施】

- 過去3年度には、157件のハーグ条約の援助申請を受け付け、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。この結果、援助決定を行った案件のうち、79件について、ハーグ条約に基づく子の返還が実現し、又は子を返還しないとの結論に至った。また、海外の在留邦人や、国内の弁護士・地方自治体職員等を対象にセミナーを実施し、ハーグ条約への理解促進を図った。さらに、令和6年度は

課題及び今後の方向性（続）

4【旅券申請手続の利便性及び不正取得防止対策の更なる向上】

- 令和7年3月の2025年旅券への移行とオンライン申請の拡充の実現に続き、旅券発給業務を着実かつ円滑に行うとともに、関連事項の周知・広報も充実させていく。また、日本国旅券への信頼を確保しつつ、更なる利便性と安全性の向上策を検討していく。

5【在外選挙人登録手続及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理】

- 海外に居住する日本国民が、憲法第15条の規定により保障されている選挙権を行使する機会を確保するため、在外選挙人登録に関する広報や利便性の向上に努める。

6【国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の中央当局の任務の適切な実施】

- 引き続きハーグ条約上の中央当局としての業務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえつつ、必要に応じて支援業務の充実を目指す。国内外におけるハーグ条約に関する理解や、日本のハーグ条約の実施状況についての更なる理解促進は引き続き課題であるところ、各種広報資料の作成や改定、各種セミナーの開催や内容の充実、海外に向けた発信等、積極的な広報に取り組む。さらに、他の締約国の中央当局との意見交換の実施や、関係

過去３年度（令和４～６年度）の主な成果（続）

ハーグ国際私法会議（HCCH）と共催でウェビナーを開催した。

課題及び今後の方向性（続）

国向けセミナーの実施等を通じ、条約の円滑な実施や普及促進を図る。

【令和７年度】測定項目４の課題及び今後の方向性の変更

●過去３年度の主な成果のうち「IC 旅券の発給及び不正取得等の防止」を、「課題及び今後の方向性」の欄で「旅券申請手続の利便性及び不正取得防止対策の更なる向上」に変更した。これは、2025年旅券の導入をもって不正取得防止対策については一定の区切りを見たため今後の課題としては削除し、今後の旅券の高度化に関する検討を含む不正取得防止対策の更なる向上をもって今後の課題・方向性とするもの。

(主な取組)

● 外交青書

第4章第2節「海外における日本人への支援」

[2023年版](#) (2) 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(4) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

[2024年版](#) (2) 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(4) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

[2025年版](#) (2) 領事サービスと日本人の生活・活動支援（PDF版 p.326）

(4) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況（PDF版 p.330）

● 外務省HP

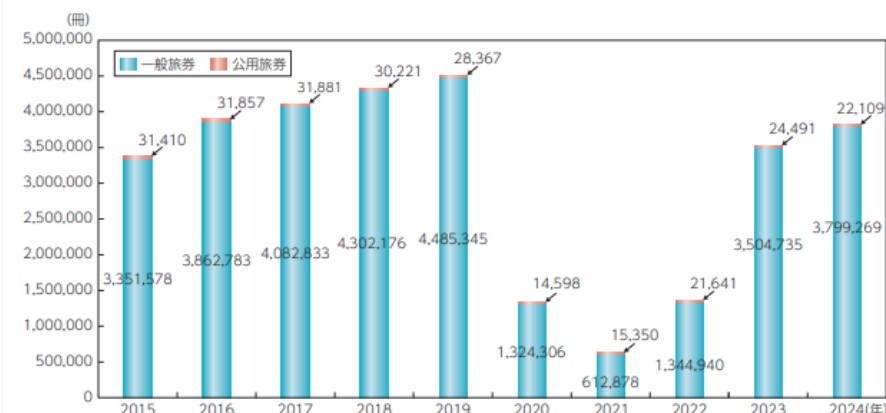
[パスポート・旅券](#)

[旅券統計（令和6年）](#)

国外における一般旅券の不正使用件数

(暦年)	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和6年（2024年）
一般旅券の不正使用件数 (カッコ内は関連した旅券冊数)	4(31)	18(40)	6(67)

■ 旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出典：旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

(注) 評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

施策名：領事業務の充実

分野2：在外邦人の安全確保に向けた取組

中期目標

在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中堅・中小企業に対する広報・啓発の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。

過去3年度（令和4～6年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
1 【在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備】 ● 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練を実施し、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上を図ることができた。海外安全ホームページを通じて海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ等）を適時適切に発信し、また、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補2版を作成して安全対策に関する啓発活動を行い、在外邦人の安全対策を強化することができた。 2 【在外邦人保護のための緊急事態対応】 ● 令和5年にはスーダン及びイスラエル・パレスチナ、令和6年にはレバノンからの邦人等退避を実施した。さらに、同年には、治安情勢が急激に悪化したハイチ及びニューカレドニア並びに地震被害が発生したバヌアツで、諸外国と協力の上、邦人の出国支援を実施した。退避に至らなかった事案でも、事案発生直後から、無線機や安否確認のためのショートメッセージサービス(SMS)システムを活用し、安否確認や注意喚起に努め、在外邦人の安全を確保することができた。 3 【在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携】 ● 国際ニュースのモニタリング等を通じ、海外の治安情勢、政情不安等に関する情報収集を行い、領事メール発出や海外安全ホームページへの掲載等を通じて在外邦人への情報発信を適時適切に行った。また、安全対策に関する各種官民会議や安全対策セミナーを開催して海外安全に係る官民協力関係を強化し、邦人の安全対策意識の向上及び安全対策の強化を図ることができた。	1 【在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備】 ● 海外に渡航・滞在する邦人の保護は政府の最も重要な責務の一つであり、世界各地において邦人が事件・事故に遭遇するリスクが高まる中、安全対策の重要性を再確認し、邦人の安全対策強化を図っていく必要がある。また、在留邦人の孤独・孤立問題やDV被害など、個人の事情に応じたきめ細やかなフォローが必要な援護案件も発生している。今後とも、在外公館における緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施、海外安全情報の適時適切な発信、邦人の個別相談への適切な対応、様々な啓発事業の実施を通じて、海外に渡航・滞在する邦人に対する安全対策の強化に努める。 2 【在外邦人保護のための緊急事態対応】 ● 緊急事態においては、事案ごとに適切な対応をその都度検討する必要があることから、平素から緊急事態を想定し、できることを準備しておくことは極めて重要である。緊急事態発生時における邦人保護を迅速かつ機動的に行うための施策を継続・強化し、在外公館に無線機や緊急備蓄品を適正かつ安定的に配備するとともに、安否確認のためのSMSシステムの運用性を高める。 3 【在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携】 ● 海外に渡航・滞在する邦人の安全対策の強化に向け、情報収集と官民連携を一層強化する。引き続き、海外の最新の治安情勢を把握すべく、外部専門家へのヒアリングや、国際ニュースのモニタリング、SNS情報を集約するAI等を活用した情報収集を行い、海外に渡航・滞在する邦人の安全確保に役立つ情報の把握及び迅速な情報発信に努め、各種官民会議や安全対策セミナーを開催する。

(主な取組)

- 外交青書

第4章第2節「海外における日本人への支援」

[2023年版](#) (1) 海外における危険と日本人の安全

[2024年版](#) (1) 海外における危険と日本人の安全

[2025年版](#) (1) 海外における危険と日本人の安全 (PDF版 p.323)

- 外務省HP

[外務省海外安全ホームページ](#)

[「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補2版](#)

[海外安全官民協力会議](#)

[中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク](#)

[海外安全対策セミナー（国内版）](#)

[海外安全対策セミナー（海外版）](#)

[官民合同テロ・誘拐対策実地訓練（国外・東京）](#)

参考指標：海外における邦人援護件数（単位：取扱い件数）

(出典：外務省調べ) 海外邦人援護統計	実績値			
	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）
	21,762	17,669	14,454	12,088

(注) 評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

分野3：外国人問題への取組

中期目標

インバウンド回復や人的交流促進のため、査証発給要件の戦略的な緩和を検討・実施するとともに、日本にとって好ましくない外国人の入国を防ぐための審査を含む査証業務体制の強化を図る。また、特定技能制度に係る相手国との情報連携や在日外国人との共生社会実現に向けた取組を強化する。

過去3年度（令和4～6年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
1 【査証発給要件緩和、査証業務体制の強化】 ● ブラジル、サウジアラビア等に対し査証発給要件の緩和を行い訪日客増加につなげたほか、英国を含む8か国との間で現行ワーキング・ホリデー制度の一部見直しを行い、人的交流促進に寄与した。 ● 令和4年、コロナ対策としての水際措置の終了を受け、訪日客が増加し、査証申請も急増した。査証審査業務体制が逼迫している公館（水際措置実施下での取組も含め3年間で計91公館）に対し臨時職員を配置し、円滑な査証業務の遂行のため体制を強化した。 ● 円滑な査証業務遂行のため、システム基盤強化やシステム改修を実施した。また、これまで19か国・地域において観光目的の短期滞在査証（一次）のオンライン申請及び電子査証交付を可能とするシステムを導入したことによって、申請者の利便性向上等につなげた。 2 【特定技能制度及び共生社会実現に関する取組】 ● マレーシア（令和4年7月）、ラオス（令和4年7月）、キルギス（令和5年7月）、タジキスタン（令和6年8月）と特定技能に係る協力覚書を作成したほか、特定技能制度の運用状況等についてオンライン及び対面による協議を行うなど、制度の適正な運営のため相手国との間で着実に情報連携及び協議を進め、両国間の相互利益の強化を推進した。 ● 毎年度、「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」（国際移住機関（IOM）と共催）を実施し、在留外国人が社会に定着していく過程で必要な取組について意見交換を行い、多文化共生意識の啓発の機会とした。また、毎年度、在京外交団等を対象とした防災説明会（東京都と共催）を実施し、関係機関との意思疎通、連携を図ることにつなげた。	1 【査証発給要件緩和、査証業務体制の強化】 ● 安心・安全な社会の維持、観光立国の推進及び二国間関係や外交上の意義等を総合的に考慮し、査証発給要件の緩和を検討する。 ● インバウンド拡大に伴い、今後も全世界的に査証申請数は増加する傾向にある。査証業務体制の恒常的な逼迫が想定されるため、引き続き、適時適切に在外公館に臨時職員を配置し、査証申請数の増加に備えることで、円滑な査証業務体制を強化する。 ● 現行システムの老朽化が顕著であることから、将来的な安定稼働を確保すべく抜本的な基盤の見直しに着手する。オンライン申請及び電子査証の対象国・地域及び対象査証の拡大を目指し、新技術も取り入れ、円滑な査証業務に資するようシステム面・業務面双方の改善に取り組む。 2 【特定技能制度及び共生社会実現に関する取組】 ● 特定技能に係る協力覚書を交渉中の国については、作成・署名に向けて引き続き交渉を進める。また、特定技能制度の運用状況等について、オンライン及び対面による協議を行うなど、必要・有益な情報を相手国と共有していく。育成就労制度に係る協力覚書の円滑な作成に向けて送出国となり得る国の政府との交渉を進める。 ● 共生社会実現に向けた一助としての国際フォーラムの今後のあり方について検討する。在京外交団等向け防災セミナーは引き続き開催し、災害発生時の外国人次第について、関係機関との一層の連携強化を図る。

【令和 7 年度】中期目標及び測定項目

- 政策評価制度の見直し及び記載事項の選択に鑑み、コロナ終息後のインバウンド回復及び外国人材の受入れ・共生に関する取組に焦点を当てることとした。それに合わせて、中期目標及び対応する測定項目への反映を行った。

(主な取組)

- 外交青書

第4章第1節「世界とのつながりを深める日本社会と日本人」

[2023年版](#) (1) 日本の成長と外国人材の受入れ

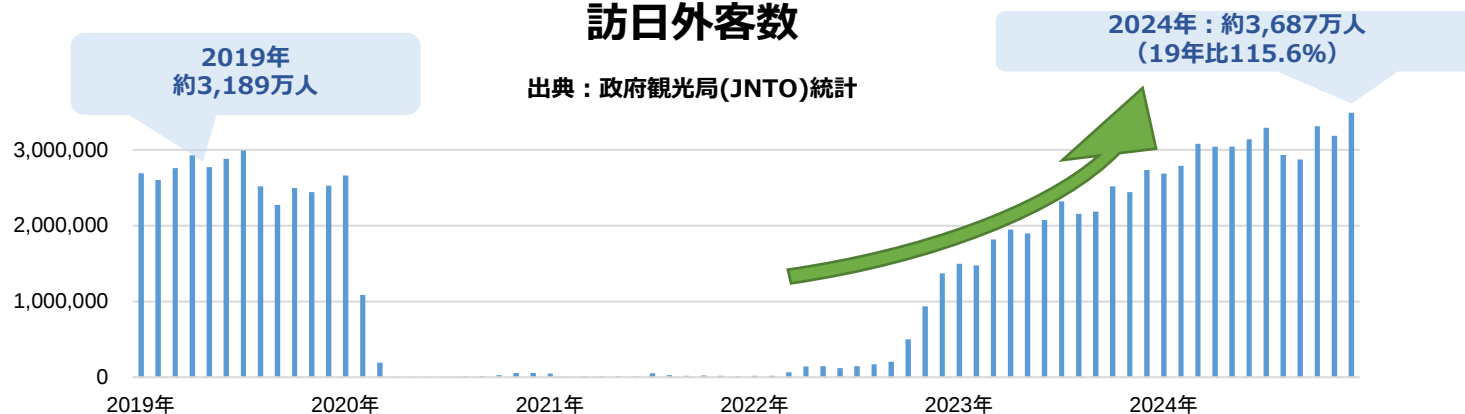
[2024年版](#) (1) 日本の成長と外国人材の受入れ

[2025年版](#) (1) 日本の成長と外国人材の受入れ (PDF版 p.310)

- 訪日外客数、査証発給数

訪日外客数

出典：政府観光局(JNTO)統計



査証発給数(年毎)



(注) 評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。